

『当取引所が制裁内容を決定する際の留意事項』の策定について」に係るパブリック・コメントに準じた意見募集の結果について

2021年3月30日
株式会社東京商品取引所

株式会社東京商品取引所では、「当取引所が制裁内容を決定する際の留意事項」の策定について、2021年1月28日から2月12日までの間意見の募集を行いましたが、本件に関してお寄せいただいたコメントはありませんでした。

なお、「参考_『当取引所が制裁内容を決定する際の留意事項』に係る Q&A」の<A2>については、明確化の観点から、以下のとおり修正いたします。その他につきましては原案どおりといたします。

【修正前】

<Q2>

制裁留意事項の策定により、制裁に係る規則や運用は従来と変わるのでしょうか。

<A2>

制裁に係る規則は従来と変わりません。

なお、運用については、TOCOM による制裁の過去事例は、不公正取引が認められた事案のみであり、制裁の対象が不公正取引に限られているような印象を取引参加者に与えている可能性があると考えられることから、制裁の対象並びに制裁の要否及びその内容を決定する際に考慮する内容を「制裁留意事項」において明確化することで、TOCOM が行う制裁の透明性や取引参加者における予見可能性を向上させることといたしました。

【修正後】

<Q2>

制裁留意事項の策定により、制裁に係る規則や運用は従来と変わるのでしょうか。

<A2>

制裁に係る規則は従来と変わりません。

なお、運用については、商品先物取引法が施行された2011年1月以降、TOCOMによる制裁の過去事例は、不公正取引が認められた事案のみであり、制裁の対象が不公正取引に限られているような印象を取引参加者に与えている可能性があると考えられることから、制裁の対象並びに制裁の要否及びその内容を決定する際に考慮する内容を「制裁留意事項」において明確化することで、TOCOMが行う制裁の透明性や取引参加者における予見可能性を向上させることといたしました。

以 上